



広報

# さい

2007 (平成19年)

6

No. 454

発行・編集/〒039-4711  
青森県下北郡佐井村

大字佐井字糠森20

佐井村役場 総務課

TEL : 0175 (38) 2111

FAX : 0175 (38) 2492



## 今月の主な内容

- 1 佐井村消防団定期観閲式… 2
  - 2 防災メール配信サービス… 7
  - 3 住民福祉課から… 8
  - 4 保健師・歯科だより… 9
  - 5 お知らせ・募集コーナー… 10・11
  - 6 戸籍の窓口・ほか… 12
- 三上剛太郎生家看板除幕式… 6

5月7日(月) 佐井村消防団定期観閲式  
福浦少年消防クラブ(軽回搬ポンプ操法)

## 佐井村の人口

|   |            |     |            |
|---|------------|-----|------------|
| 男 | 1,366 (-4) | 計   | 2,707 (+1) |
| 女 | 1,341 (+5) | 世帯数 | 1,054 (+3) |

4月30日現在

( ) 内は前月比

# 平成19年度 佐井村消防団定期観閲式

統一防火標語 ～火は見てる あなたが離れる その時を～

5月7日(月)アルサスを会場に、標記観閲式が行われました。曇り空の下雨の心配もされましたが、予定どおりに纏振り演技、小型ポンプ操法、分列行進、一斉放水が行われました。また、佐井村保育所幼年消防クラブによる遊戯、福浦少年消防クラブの軽可搬ポンプ操法も行われ全日程を無事終了しました。



## 消防功労表彰者

|                |       |  |
|----------------|-------|--|
| 永年勤続功労章(消防庁長官) |       |  |
| 本 団 分 団 長      | 大石 光範 |  |
| 功労章(青森県知事)     |       |  |
| 本 団 団 長        | 宮川 尚  |  |
| 永年勤続功労章(青森県知事) |       |  |
| 第2分団 班 長       | 新田 雄逸 |  |
| 第5分団 分 団 長     | 横浜 亨  |  |
| 第5分団 副分団長      | 新田 定敏 |  |
| 第7分団 班 長       | 柳田 照雄 |  |
| 第8分団 班 長       | 長谷川秀仁 |  |
| 第8分団 団 員       | 宮部 庄次 |  |
| 勤続章(日本消防協会長)   |       |  |
| 本 団 団 長        | 宮川 尚  |  |
| 第2分団 班 長       | 岡本 正行 |  |
| 第3分団 副分団長      | 萬谷 安雄 |  |
| 第4分団 班 長       | 館脇 勝義 |  |
| 第4分団 団 員       | 館脇 義則 |  |
| 第4分団 団 員       | 中村久美義 |  |
| 第4分団 団 員       | 館脇 信義 |  |
| 第7分団 副分団長      | 田中 憲吉 |  |
| 有功章(青森県消防協会長)  |       |  |
| 本 団 団 長        | 宮川 尚  |  |
| 勤功章(青森県消防協会長)  |       |  |
| 第4分団 部 長       | 木下 昇次 |  |
| 第4分団 部 長       | 宮木 幸雄 |  |
| 第5分団 分 団 長     | 横浜 亨  |  |
| 功労章(青森県消防協会長)  |       |  |
| 第4分団 団 員       | 宮木 勝夫 |  |

|                      |       |
|----------------------|-------|
| 第5分団 部 長             | 田中 勝年 |
| 第5分団 班 長             | 新田 辰男 |
| 第5分団 団 員             | 横浜 英毅 |
| 第5分団 団 員             | 田中 友市 |
| 第5分団 団 員             | 磯川 光秋 |
| 第5分団 団 員             | 東出 一夫 |
| 永年勤続章25年以上(青森県消防協会長) |       |
| 第2分団 班 長             | 新田 雄逸 |
| 第5分団 分 団 長           | 横浜 亨  |
| 第5分団 副分団長            | 新田 定敏 |
| 第7分団 班 長             | 柳田 照雄 |
| 第8分団 班 長             | 長谷川秀仁 |
| 第8分団 団 員             | 宮部 庄次 |
| 永年勤続章20年以上(青森県消防協会長) |       |
| 第1分団 団 員             | 山本 修  |
| 第1分団 団 員             | 中村 政夫 |
| 永年勤続章15年以上(青森県消防協会長) |       |
| 第1分団 団 員             | 中村 正人 |
| 第5分団 団 員             | 五十嵐清晴 |
| 第5分団 団 員             | 福田 範隆 |
| 第5分団 団 員             | 福田 昭則 |
| 永年勤続章10年以上(青森県消防協会長) |       |
| 第1分団 団 員             | 野呂 尚  |
| 第1分団 団 員             | 館脇 亮  |
| 第3分団 団 員             | 松村 利道 |
| 第4分団 団 員             | 館脇 勝信 |
| 第7分団 団 員             | 田中 孝宏 |
| 第9分団 分 団 長           | 上山 勉  |
| 第9分団 副分団長            | 加藤 良悦 |

|                      |                  |
|----------------------|------------------|
| 第9分団 部 長             | 坪谷 伸吾            |
| 第9分団 班 長             | 工藤 明道            |
| 第9分団 団 員             | 湊谷 明             |
| 第9分団 団 員             | 鈴木 正広            |
| 第9分団 団 員             | 上山 順也            |
| 第9分団 団 員             | 東出 亨             |
| 第9分団 団 員             | 伊勢 直樹            |
| 第9分団 団 員             | 宮沢 洋             |
| 優良団員章(青森県消防協会むつ下支部長) |                  |
| 本 団 部 長              | 能登 三樹            |
| 第1分団 班 長             | 若山 明生            |
| 第4分団 班 長             | 館脇 信義            |
| 第5分団 部 長             | 田中 勝年            |
| 第7分団 副分団長            | 田中 竹彦            |
| 第9分団 分 団 長           | 上山 勉             |
| 感謝状贈呈(永年勤続退団者)(佐井村長) |                  |
| 前 本 団 副分団長           | 加賀紀代志            |
| 前第2分団 分 団 長          | 津田 勝良            |
| 前第2分団 副分団長           | 福田 栄一            |
| 前第4分団 分 団 長          | 川畑 勲夫            |
| 前第4分団 副分団長           | 館脇 守敬            |
| 前第7分団 副分団長           | 田中 憲吉            |
| 前第7分団 部 長            | 田中 秀美            |
| 前第8分団 部 長            | 船越 誠             |
| 感謝状贈呈(佐井村長)          |                  |
| 加藤 秀美                | 消防水利の保全に対する功績による |
| 金澤 文雄                | 消防施設の保全に対する功績による |
| 日の出町内会               | 消防行政の協力に対する功績による |



# 「佐井村むらづくり基本条例(原案)」 に対する住民説明会が開催されました。

佐井村では、今後の自治体運営のあるべき姿を明示し、住民参加型のむらづくりの仕組みを構築するため、「佐井村むらづくり基本条例(原案)」の住民説明会を5月8日から14日までの5日間に亘り、村内5ヶ所の会場で約100名の参加を得て実施しました。

この条例(原案)は、住民の代表による「佐井村むらづくり基本条例案検討委員会」が、約半年間に亘り検討、協議しまとめられたもので、これまでの経緯については「広報さい」で紹介してきたところです。

住民説明会においては、「合併するかもしれないのに条例をつくる必要があるのか。」「条例をつくっても本当に活かされるのか。」等の意見が出されました。

これに対し、村からは、「合併する。しないに係わらず村(地域)



5月11日(金)  
磯谷地区漁民研修センター



5月14日(月)  
津軽海峡文化館アルサス



5月14日(月)  
津軽海峡文化館アルサス

が生き残るためには、協働してむらづくりを進める住民意識と体制が必要。」「すぐに成果が見られるものではなく、それぞれの責任と役割を果たし、地域づくりに参画する意識の醸成を図ることが大事」などと説明がありました。また、村では住民が少しでも行政に関心をもていただくよう、村が抱える課題(財政、合併、福祉、医療等)について、情報提供に努めることとしております。

今回の住民説明会を終え、5月22日に第6回目の検討委員会が開催されました。

今回は、住民説明会について各委員から、「本件について感心が低かったのではないか。」「開催案内を各種団体へも通知して参加者を多くできなかったか。」「住民投票の質問に対してもう少し具体的にしたほうがよかった。」など率直な意見や感想が出されました。

また、基本条例案の見直しについては、「第9章 評価」について、第25条に「評価結果を施策等に反映するよう努める」内容の条文を追加することとしました。

村では、これまで検討委員会で協議・検討してきた内容をもとに、村議会6月定例会に「佐井村むらづくり基本条例(案)」として提案することとしています。



5月8日(火)  
牛滝地区交流促進センター



5月9日(水) 歌舞伎の館



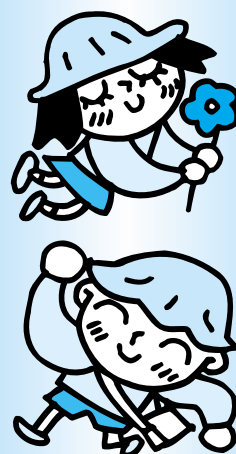
5月10日(木)  
長後地区生活改善センター



## カーブミラー清掃

五月十六日(水)、佐井村交通安全対策協議会、母の会、駐在所連絡協議会では、一年間、雨・風・雪などで汚れたカーブミラーの清掃を行いました。  
ドライバーのみなさん、きれいになったカーブミラーを見て、対向車や歩行者に気をつけてください。

## 交母だより



## 佐井村 交通安全母の会

## 早めの点灯で歩行者に車の存在を知らせよう！

6月の早め点灯時間は **午後6時** です。

## 新入学児童家庭訪問

この度、母の会では、佐井小学校に入学された新1年生を対象に、家庭訪問を実施しました。パンフレットや啓発グッズを配布し、登下校には車に気をつけるよう呼び掛けました。

みんなで続けていこう！  
交通死亡事故ゼロ  
次の目標は3,500日

記 録

**3,465日**

(6/1現在)



## 山菜採りの遭難をなくそう

今年も山菜採りシーズンを迎え、各地の山々は山菜採りで賑わっていますが、毎年この時期は山菜採りの遭難が後を絶たず、多くの遭難が発生し、近年、遭難者数も増加傾向にあります。

なかには尊い命を失う方もおり、大きな危険性ははらんでおります。ひとたび遭難が発生しますと、家族に心配を掛けるだけでなく、捜索と救助のために多くの方々に多大な迷惑をかけてしまいますので、十分な準備と注意が必要です。

### 1 昨年の山菜採りの遭難状況

昨年の山菜採りの遭難状況は、

- 発生件数 26件（前年比 +5件）
- 遭難者数 30人（前年比 +9人）
  - ・死者 3人（前年比 +2人）
  - ・行方不明者 1人（前年比 -1人）
  - ・負傷者 4人（前年比 +3人）
  - ・無事救出 22人（前年比 +5人）

と前年に比べ、発生件数、遭難者数とも増加しました。

### 2 山菜採り遭難の特徴

○タケノコ採りの遭難が多発！ ○高齢者の遭難が多発！ ○遭難の原因は、「道迷い」が圧倒的！

### 3 遭難防止のためのアドバイス

#### ○山に入るとき

- ・できるだけ2人以上で
- ・家族などに行き先や帰宅時間を知らせておく
- ・万一来に備え、食料やライター、雨具などを持つ
- ・緊急連絡用として携帯電話を携帯する
- ・熊除け及び位置を知らせる鈴や笛、ラジオ、コンパスなどを持つ
- ・体調の悪いときや悪天候のときは、絶対に無理をしない。

#### ○山に入ったら

- ・お互いに声を掛け合い、位置を確認する
- ・急斜面や崖など危険な場所は避ける
- ・集合場所の目印となる大木などの目標物を定める
- ・早めの下山を心がける
- ・集合時間を必ず守る

#### ○万一、迷ったら

- ・日没後の行動は事故のもと、歩き回らず救助隊を待つ
- ・ヘリコプターの音が聞こえたら、広い場所に出てタオルなどを大きく振って合図する

**採って楽しく、食べておいしい山菜ですが、遭難で苦い味にならないよう気をつけましょう！  
自分だけは大丈夫と過信せず、慣れた場所でも十分な準備をして出掛けましょう！**

## 少年の薬物乱用を防止しよう

覚せい剤等の薬物乱用が少年にまで広がっています。特に最近では、MDMA等の合成麻薬がクラブにおいて行われるパーティー等において乱用される事件が発生したり、高校内で生徒がMDMAを販売するなど、少年によるMDMA等の薬物乱用の拡大が懸念されています。

### ○少年による薬物乱用の原因

少年による薬物乱用の原因として

- ・ダイエットや眠気覚ましに効果があるなどといった誤った認識
- ・MDMA等の合成麻薬は、錠剤型が多く、少年でも抵抗感なく安易に乱用する恐れがあるほか、覚せい剤を「エス」、「スピード」等と呼んだり、MDMAを「エクスタシー」、「バツ」等と呼ぶなど、薬物に対する抵抗感が希薄化
- ・携帯電話を利用した密売が行われるなど、少年が薬物に近づきやすい ことなどがあげられます。

### ○脱法ドラッグ

近年、薬物取締法令に触れることなく、多幸感や性的快感等の薬理作用が得られる旨の宣伝をして、いわゆる脱法ドラッグを販売する事案が散見されます。

これらの中には、規制薬物を含有するにもかかわらず「合法ドラッグ」と偽ったり、薬事法等に抵触するものもあり、また、含有成分によっては重大な健康被害の発生が懸念されます。さらに、犯罪に悪用されたり、薬物乱用の契機となる恐れがあることから、注意が必要です。

**★少年に薬物乱用の有害性・危険性を正しく認識させ、少年自身が薬物乱用を断固として拒絶する意識を高めましょう。**

**★家庭、学校、地域が一体となり、違法な薬物が入り込まない環境づくりや薬物乱用排除の声を上げましょう**

## 駐在日誌 ～4月中の事件・事故発生状況～

**【事 件】** 事件の発生はありませんでした **【事 故】** 当て逃げ物件事故 1件 原田地区  
事件・事故には遭わないよう、起こさないよう、みんなで気をつけましょう。



# そこには、仁愛の精神が生きている

平成19年4月27日三上剛太郎生家の看板除幕式が開催されました。

「三上剛太郎生家」と書かれた看板は、公私共にお忙しい中、日本赤十字社青森県支部 三村申吾 支部長（青森県知事）より揮毫いただいたものです。

除幕式では、来賓の日赤青森県支部事務局 長谷川 敬 次長を始め関係者多数の出席を頂き、佐井小学校1年生16名のカウントダウンにより除幕し、看板が披露されました。

「三上剛太郎生家」には、昭和初期のレントゲンを始め、かつての三上家を偲ばせる展示物がありますので、是非一度お尋ね下さい。また、海峡ミュージアムには、三上剛太郎の日露戦争当時の展示物を展示しておりますので、併せてお立ち寄り下さい。



会館時間：4月29日～10月31日／午前9時～午後3時

休館日：月曜日（月曜日が祝日の場合は翌日）・年末年始（11月1日～4月28日）

駐車場：アルサス駐車場をご利用ください。

# 防災メール配信サービス

## —防災行政無線情報をメールで配信します—

佐井村では、防災情報などを村内に設置してある防災行政無線により村民の皆様にお知らせしています。災害時等の緊急情報は防災無線や村ホームページ、広報車等でお知らせしておりますが、情報を確実に村民の皆様には、幾重もの伝達手段を用いて情報を発信することが大切です。

### ○このサービスとは？

現在、防災行政無線で放送している防災情報の内容を皆様のお持ちの「パソコン」や「携帯電話」などへ、メールで情報をお知らせするサービスです。このサービスは、登録した人にだけ防災情報等をお届けします。

### ○利用に要する費用は？

本サービスは無料で利用できますが、登録者の携帯電話会社との契約内容によってはメールの受信に通信料がかかる場合があります。

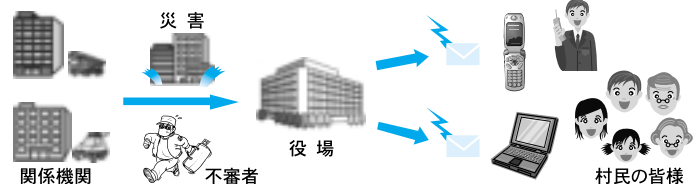
また、通信料は利用時間にかかわらず、受信したデータ量に応じて課金されますので、あらかじめご了承ください。

### ○災害時に有効です。

携帯電話の高い普及率に伴い、大規模災害時などの電話が通じにくい場合でも、携帯メールは比較的つながりやすいことから、連絡手段として非常に有効であると言われています。さらに、情報が文字であるため聞き間違いがなく、耳の不自由な方でも情報を伝達することができます。また、携帯電話にはメール読み上げ機能がある機種もあり、目の不自由な方には音声で聞くこともできます。特に大規模な災害時には、情報を早く正しく正確に大勢の人に伝えることが必要であり、避難勧告などの情報伝達手段として大変効果があると考えられます。

### ○配信する情報とは？

- 1 災害情報 地震など災害情報
- 2 防災情報 避難勧告等の発令状況
- 3 防犯情報 不審者などの防犯情報
- 4 村からのお知らせ イベント等、その他情報



### ○登録の方法

- ①メール配信を受ける携帯電話及びパソコンから、次の登録用URLを入力し、実行すると、登録サイトが表示され、メールアドレスが記載されています。そのメールアドレスに空メール（件名、本文無し）を送信してください。

※ドメイン指定（受信拒否）をされている方は、解除または、アドレスの登録をお願い致します。

**登録サイト用URL** <http://www.sai.e-shimokita.jp/occ/main.php?am=ctm>

- ②空メール送信後、折り返し、登録案内メールが届きます。届いたURLをクリックすると登録画面が表示されます。表示されましたら、下記の項目を登録してください。

- ・氏 名 ・アドレス（自動）
- ・パスワード ・配信を希望する情報
- ・所 属 ・地 域

入力後、登録ボタンを押すと完了メールが届きます。

以上で登録完了となります。



QRコード対応のカメラ付き携帯で読み込むと登録サイトへアクセスできます。



### ○登録内容の変更の方法

サービス登録時届いた、登録案内メールのURLをクリックすると登録画面が表示されます。表示された項目の中で、変更したい項目を選び、変更したのち登録ボタンを押すと登録内容の変更となります。

### ○配信停止の方法

サービス登録時届いた、登録案内メールのURLをクリックすると登録画面が表示されます。表示された項目の中で、配信グループのチェックをすべてはずし、登録ボタンを押すと配信停止となります。

### ○利用上の注意

- このサービスは情報発信のみで、送信したメールアドレスに対して返信できません。
- 登録の際に集めた個人情報にはメール配信以外で使用することはありません。また、本人の承諾なく第三者に提供・開示しません。
- 通信状況によっては情報をリアルタイムで配信できない場合もございます。
- 携帯電話の電波状態や通信事業者のシステムなどの条件によって、着信に障害が発生する場合があります。
- 災害などの緊急情報は、その性質上、夜間（深夜）に配信される場合があります。

### ○問い合わせ先 佐井村役場 総務課 電話 0175-38-2111（内線16・17）

# 住民福祉課から

## 国民年金だより

役場住民福祉課 ☎ 2111

青森社会保険事務局

むつ事務所 ☎ 2278

### 年金加入記録提供サービスのお知らせについて

#### ■インターネットでご自身の年金加入記録をいつでも閲覧できる「年金個人情報提供サービス」が便利です！

(ユーザーID・パスワードを取得してご自身の年金加入記録を確認しませんか?)

##### ○これまでの年金加入期間について、以下の記録を確認いただけます。

- ①これまで加入されている公的年金制度の加入履歴  
(加入制度、事業所名称、資格取得・喪失年月日、加入月数等)
- ②国民年金の保険料納付状況
- ③厚生年金・船員保険の標準報酬月額、標準賞与額など  
※提供する年金加入記録は毎月1回更新します。

##### ○社会保険庁ホームページ (<http://www.sai.go.jp/>) から24時間いつでも確認、お申し込みができます。

◇お申し込みの際は、基礎年金番号が必要となりますので、年金手帳又は基礎年金番号通知書をご用意ください。

◇年金手帳等を紛失してしまった場合は、再発行することができますので、お近くの社会保険事務所に相談ください。

## 「女性の健康相談」を受け付けています

むつ保健所では、女性のための健康相談を毎月1回開催しています。

女性が抱えている身体的特徴によるさまざまな支障や心身にわたる悩みについて、保健師が気軽に相談に応じます。

#### 相談内容

- ◎思春期の悩み
- ◎妊娠や不妊についての悩み
- ◎不妊に関する一般的な相談
- ◎婦人科の病気や更年期障害についての悩み
- ◎性感染症を含めた女性の心身の健康に関する相談 等



**日 程：**毎月第3木曜日

6/21・7/19・8/16・9/21・10/18・11/15・12/20・1/17・2/21・3/14

**時 間：**午前10時～正午まで

**料 金：**無 料

**【問い合わせ先】** 下北地域県民局地域健康福祉部 保健総室(むつ保健所)  
健康増進課 TEL 0175-24-1231

平成19年度村県民税(1期)、介護保険料(1期)の納期は **7月2日(月)** です。忘れずに納入しましょう！



# メタボリックシンドロームって、なに？

保健師だより

## メタボリックシンドロームの診断基準

### 必須項目

内臓脂肪蓄積  
ウエスト周囲径 男性 $\geq 85\text{cm}$   
女性 $\geq 90\text{cm}$   
(内臓脂肪面積 男女とも $\geq 100\text{cm}^2$ に相当)



### 選択項目

これらの項目のうち2項目以上

高トリグリセリド血症  $\geq 150\text{mg/dL}$   
かつ/または  
低HDLコレステロール血症  $< 40\text{mg/dL}$

収縮期(最大) 血圧  $\geq 130\text{mmHg}$   
かつ/または  
拡張期(最小) 血圧  $\geq 85\text{mmHg}$

空腹時高血糖  $\geq 110\text{mg/dL}$

\*CTスキャンなどで内臓脂肪量を測定を行うことが望ましい。  
\*ウエスト周囲径は立ったまま、軽く息をはいた状態でへそまわりを測定する。  
\*高トリグリセリド血症、低HDLコレステロール血症、高血圧、糖尿病に対する薬剤治療を受けている場合は、それぞれの項目に含める。

日本内科学会雑誌 94(4), 188, 2005

メタボリックシンドローム診断基準検討委員会は、2005年4月に開催された第102回日本内科学会総会において、日本独自の「メタボリックシンドロームの定義と診断基準」を発表しました。診断基準では、内臓脂肪の蓄積が必須条件と位置づけられ、他の3つの項目のうち2つ以上を満たしている場合には「メタボリックシンドローム」と診断します。

具体的には、内臓脂肪の蓄積はウエスト径で判定し、**男性85cm以上、女性90cm以上**を基準値としています。この数字は、腹部CT画像で精密に内臓脂肪を測定した場合、断面積 $100\text{cm}^2$ に相当します。その他の項目の基準値は、左の表のとおりです。ウエスト径の正しい測り方は腰の一番細い所ではなく、へそのまわりを測ることです。

メタボリックシンドロームは生活習慣が密接に関係しています。生活習慣をちょっと改善するだけで、内臓脂肪を減らし、メタボリックシンドロームを防ぐことができます。こんな生活をしていませんか？まずはあなたの生活習慣をふり返ってみましょう。

- ◎食事は満腹になるまで食べる
- ◎間食をよく摂る
- ◎料理に砂糖をよく使う
- ◎濃い味付けが好き
- ◎緑黄色野菜をあまり食べない
- ◎アイスクリームを好んで食べる
- ◎普段から階段を使うことが少なく、エレベーターなどに乗ってしまう
- ◎運動の習慣がない
- ◎ストレス解消にお酒を飲むことが多い
- ◎タバコを吸っている

\*当てはまる項目が多い人は要注意！まずは簡単なところから改善していきましょう。

## ●ウエスト径の正しい計り方●



## 歯科だより 舌痛症(ぜつつうしょう)とは

口腔灼熱感症候群(こうくうしゃくねつかんしょうこうぐん)ともいわれます。文字どおり舌に痛みを伴う疾患です。「何か舌がピリピリと痛いのですが…」と歯科を受診される方もいらっしゃいます。心理的な原因で起こる場合、比較的神経質な人や、几帳面な性格の人に発症しやすいようで、気にし過ぎると、痛みがよりひどくなるようです。舌の表面は外見上、異常がないのが特徴ですが、入れ歯の不適合や、唾液性状の変化、カンジタ症、栄養欠乏症(ビタミン不足など)、ホルモン障害など、他にも原因がある事もあります。治療法は、一律ではありませんが、入れ歯の調整や、薬の服用で改善することもあります。「なんが、悪いものでないべか〜」と悩んでいないで、ぜひ、歯科に御相談下さい。



歯科保健センター(佐井診療所) TEL 38-2261

## お知らせ・募集コーナー

### ご利用ください

#### ◎遺児等育成資金制度

自動車事故が原因で死亡されたり、重い障害が残った方のお子さまを、健やかに育成するために資金を無利子でお貸しします。

※資金要件については、当機構までお問い合わせください。

#### ◎利用できる方

○歳から中学校卒業までのお子さま

#### ◎申込者

子どもを扶養している保護者

#### ◎貸付金

一時金 一五五、〇〇〇円  
月額 二〇、〇〇〇円  
入学支度金 四四、〇〇〇円  
(小、中学入学時)

#### ◎返済方法

最終学校卒業後、割賦(月賦又は月賦・半年賦併用)により二十年以内での均等払い。

#### ◎交通事故重度障害者介護料支給制度

自動車事故により重度後遺症を負われた本人または、ご家族の精神的、肉体的、経済的負担の軽減を図るために介護料を支給します。

※資金要件については、当機構までお問い合わせください。

#### ◎受給できる方

自動車損害賠償保障法施行令による「後遺障害等級」が次に該当する方

①一級一号または一級二号(一級三号または一級四号)で常時介護を要する方

②二級一号または二級二号(二級三号または一級四号)で随時介護を要する方 ※( )は、旧施行令

#### ◎申請者 本人または家族

#### ◎介護料の支給額(月額)

受給資格者①に該当する方  
五八、五七〇円～一三六、八八〇円  
受給資格者②に該当する方  
二九、二九〇円～五四、〇〇〇円

#### ◎問い合わせ先

〒〇三〇一〇八四三  
青森市大字浜田字豊田一三九一二  
自動車事故対策機構 青森支所  
電話 〇一七―七三九―〇五五一

### 自動車税休日・夜間窓口のお知らせ

今年度の自動車税の納期限は、七月二日(月)です。

下北地域県民局県税部(旧むつ県税事務所)では平日の窓口に加え、次のとおり休日及び夜間の窓口を開設し、自動車税の納付や納税相談の受付を行います。

六月二十五日(月)から六月二十九日(金)及び七月二日(月)

：午前八時三十分～午後八時  
六月三十日(土)及び七月一日(日)

：午前八時三十分～午後五時十五分  
納付済みの納税通知書は、そのまま納税証明書として使用できますので車検証と一緒に保管しておく、車検の際に便利です。

また、納期限までに納付できない方、又は一度に納付できない事情がある方は、納税相談や納付を受け付けていますので、ご来所ください。

#### ◎詳しくは、

『下北地域県民局 県税部 納税課』  
電話 〇一七五―二二―八五八一  
内線 二〇九・二二〇

### 融資のご案内

佐井村では、青森県信用保証協会と、中小企業者の事業資金にかかる借入を円滑にするため、特別保証制度として、きめ細かな対応をしていくことになっていますので、大いにご利用ください。

#### ◎簡易小口資金

◆保証金額 一、〇〇〇万円

#### ◆期間

運転 七年以内(措置六ヶ月以内)

設備 七年以内(措置一年以内)

◆貸付利率 三、五%以内

#### ◎事業活性化資金

◆保証金額 二、〇〇〇万円

#### ◆期間

運転 十年以内(措置六ヶ月以内)

設備 十年以内(措置一年以内)

◆貸付利率 三、五%以内

#### ◎保証料率について

無担保保証、普通保険を利用の場合は中小企業リスク情報データベースに基づき九段階(〇・四七%～二・〇九%)の料率を適用します。但し、直近決算の貸借対照表が無い場合は一・二八%となります。(最大〇・二五%の割引適用有り) 特別小口保険、経営安定関連特例保険利用の場合は、一律に年率〇・八五%を適用します。

#### ◎詳しくは、

青森県信用保証協会 むつ支所  
電話 〇一七五―二二―二〇四  
または、佐井村役場 産業建設課  
電話 〇一七五―三八―二二二  
へお問い合わせください。

### 一部事務組合下北医療センター 指名競争入札参加者資格審査追加申請

七月一日(八月三十一日)受付

一部事務組合下北医療センターでは、平成十九年度の指名競争入札参加資格審査の追加申請を受け付けます。

下北医療センター(東通地区診療所を除く)を構成する各病院・診療所が行う物品購買・建設工事などの指名競争入札に参加を希望する方は、申請してください。

申請書類は、申請手続きの要項に基づき、それぞれの業種に応じて必要な書類を取りそろえて提出してください。

申請手続きの要項・申請書類は、むつ総合病院のホームページからダウンロードできますのでご利用ください。なお、印刷したものを希望の方は、実費として一部百円にて各病院・診療所においてお渡しいたします。

※一 今回は定期審査の中間年にあたりますので、既に平成十八・十九年度の申請を受理された業者の方は申請する必要はありません。

※二 審査の結果、資格を得た場合の有効期間は、申請された月の翌月から平成二十年三月三十一日までとなります。

#### ホームページURL

<http://www.hospital-mutsu.or.jp>

#### ◎問い合わせ先

〒〇三五―八六〇一  
むつ市小川町一丁目二番八号  
むつ総合病院 総務課 契約審査係  
電話 〇一七五―二二―二二二  
内線 三三二四  
FAX 〇一七五―二二―四四三九

## 税務職員募集

(高校卒業程度)

仙台国税局では、バイタリティあふれる職員を募集しています。

税務職員は、国の財政を支える重要な仕事を担います。知的好奇心に満ちた職場で税務行政のスペシャリストへの道にチャレンジしてみませんか？

### ◎受験資格

昭和六十一年四月二日から平成二年四月一日生まれの者

### ◎受験申込受付期間

平成十九年六月二十六日(火)から七月三日(火)まで

### ◎受験申込書の請求

最寄りの税務署、仙台国税局人事第二課又は人事院東北事務局

### ◎受験申込書の提出先(郵送)

人事院東北事務局 第二課試験係  
〒九八〇一〇〇一四

仙台市青葉区本町三二二二三

### ◎試験日及び試験内容

#### 第一次試験

(教養試験、適正試験、作文試験)  
平成十九年九月九日(日)

#### 第二次試験

(人物試験、身体検査)  
平成十九年十月十八日(木)から十月二十五日(木)のいずれか指定する日

### ◎お問い合わせ先

人事院東北事務局

電話 ○二二二二二二二二〇二二

又は、仙台国税局人事第二課

電話 ○二二二二六三一一一一

内線 三三三六

## 自衛官募集

### ◎募集種目

二等陸・海・空士(男子)

### ◎対象者

平成十九年八月一日十八歳以上 二十七歳未満

### ◎募集締切

平成十九年六月十五日(金)

### ◎試験期日

平成十九年六月二十四日(日)

### ◎試験会場

青森市

### ◎採用予定

平成十九年七月・八月

### ◎募集種目

二等海士(女子)

十八歳以上 二十七歳未満

### ◎募集締切

平成十九年六月十五日(金)

### ◎試験期日

平成十九年六月二十四日(日)

### ◎試験会場

青森市・八戸市

### ◎採用予定

平成十九年七月・八月

### ※詳しくは、

自衛隊むつ地域事務所まで

お問い合わせください。

電話 ○一七五二二二二七四八四



総務省からのお知らせ

## 電波利用保護旬間

6月1日～10日

クリーンな電波環境がICT社会を支えます

～電波はみんなのものだから、ルールを守って正しく使いましょう～

電波の混信・妨害についてのお問い合わせは

〒980-8795 仙台市青葉区本町3-2-23

総務省 東北総合通信局 相談窓口

TEL 022-221-0641 URL <http://www.ttb.go.jp/>



## アルサスからのお知らせ



### 「第2回ウニまつり」開催!

6月9日(土)・10日(日) 共に10:00～15:00

- ・ウニの無料試食会
- ・活ウニ及び、ウニ丼の販売
- ・鮮魚、漁協水産加工品の販売 他

詳しくは、アルサス(38-4513)まで



## 戸籍の窓口

5月15日現在

### ◎お誕生おめでとう

渋谷 泰生(伸太郎) 古佐井

### ◎ご結婚おめでとう

(竹内伸太郎 古佐井  
工藤絵里果 むつ市)

### ◎おくやみ申し上げます

津田 浩(石 雄) 大佐井  
宮木 角二(和 夫) 大佐井

※個人のプライバシーを尊重する意味で、掲載して欲しくない方は、届出の際、係に申し出てください。

## 診療所からのお知らせ

### 新しい先生のご紹介

おいで しんじ  
大出 伸治 先生

- ・出身地 板柳町
- ・出身大学 弘前大学医学部
- ・趣味等 海岸線のドライブ大好きです。特に夕日はいいですね。

住民の皆様が親しみを持って何でも話しやすい雰囲気をつくり、信頼されるように勉強していきます。よろしくお願ひいたします。



## 満1歳おめでとう!!



ゆうな  
池田 優菜ちゃん  
(正樹さん・美恵子さん 長後)

## 停電に対するご協力とお願いについて

このたび、電力安定供給に向けた既設送電線の張替等設備強化工事他のため、下記のとおり作業停電を実施することになりましたので、ご理解とご協力をお願いします。

停電日時：平成19年6月24日(日)

午前4時45分から午前10時00分まで

停電範囲：佐井村佐井…大佐井・大佐井川目・川目・黒岩・古佐井・古佐井川目・中道・糠森・八幡堂・原田・原田川目・矢越・湯ノ川越

\*停電対象の電気使用場所にはチラシ(停電のお願い)を個別配布させていただきます。

《問合せ先》 東北電力 むつ営業所 お客さまセンター  
電話：0175-22-7455

## 今日は何の日?

6月5日 熱気球記念日

1783(天明3)年のこの日、フランス・パリでモンゴルフィ兄弟が世界で初めて熱気球の飛行実験に成功しました。その10年後には同じフランスでシャルル教授による水素ガス気球が飛行に成功しています。日本でも1973(昭和48)年に日本熱気球連盟(日本気球連盟)が設立されています。



## 地域包括支援センターからのお知らせ

地域包括支援センターでは、皆さんが相談などをしやすいように専用電話を開設しました。

介護に関する相談や心配ごと、健康のことなど、高齢者だけでなく、その家族、近隣に暮らす高齢者に関する相談などお気軽にお電話ください。

専用電話/FAX 38-4193

●各種回数券のお求めは、下記委託販売店をご利用ください。

★佐井観光協会(アルサス内)

★磯谷…東出商店

★長後…滝本商店

福祉回数券には早すぎるあなたへ

# 6片回数券

決まった区間をご利用の方には  
いろいろ便利で使いやすい

【区間6片回数券】  
【金券6片回数券】

\*金券6片回数券は、回数券の金額より遠方へご乗車の際には、現金追加でご利用いただけます

お問い合わせは 下北交通株式会社

本社 〒035-0041 青森県むつ市金曲1-8-12  
☎(0175) 22-3221 代 FAX(0175) 23-4682